

京都自動車
健康保険組合

健・保・通・信

2019年 秋号 No.167

- 平成30年度決算概要について
- 平成30年度保健事業実施状況
- インフルエンザワクチン接種のシーズン到来
- タバコなんて止めてしまおう！
- 毎年見直される標準報酬月額



ホームページを
ご覧ください。

京都自動車健康保険組合

検索

平成30年度決算概要について

去る7月8日京都自動車会館にて開催されました第139回組合会において、平成30年度収入支出決算及び、事業報告書が承認されました。

●収入について

保険料収入の算出の基礎となる被保険者数が前年度より37人(0.68%)増加の5,509人(年間平均)、平均標準報酬月額(給与の平均)が前年度より2,794円(0.82%)増加の341,696円(年間平均)となりました。

賞与の保険料は、6億1千278万6千944円となり前年度より21万6千384円(0.01%)の減収となりましたが、標準報酬月額(給与の平均)の増加により保険料収入の総額は、27億7千910万3千976円となり、前年度より約3千239万9千円(1.18%)増収となりました。

国からの交付金・補助金等を含む収入総額は、29億4千719万8千380円となりました。

●支出について

事務費は、事務運営費など節減に努め4千96万7千331円となり保険給付費(医療費含)は前年度より424万円(0.31%)減少の13億4千471万9千308円、拠出金等は前年度より4千596万円(2.86%)減少の13億7千935万7千632円となりました。

よって、支出総額は前年度より3千592万円(0.12%)減少の29億1千233万5千276円となりました。

以上により平成30年度の決算状況については、単年度保険料収入では賄えないため、準備金4千万円を繰入れて対応し、3千486万3千104円の決算残金を残す結果となりました。

適用状況(年間平均)

| 被保険者数 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 男子 | 4,553人 | 4,674人 | 4,701人 | 4,685人 | 4,695人 |
| 女子 | 695人 | 743人 | 772人 | 787人 | 814人 |
| 合計 | 5,248人 | 5,417人 | 5,473人 | 5,472人 | 5,509人 |

| 標準報酬月額 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 男子 | 346,285円 | 347,444円 | 348,771円 | 353,491円 | 356,647円 |
| 女子 | 238,995円 | 242,722円 | 245,802円 | 249,250円 | 252,215円 |
| 合計 | 332,340円 | 333,413円 | 334,763円 | 338,902円 | 341,696円 |



平成30年度保健事業実施状況

| | 事業項目 | 実施時期 | 実施内容 |
|-------------------|---------------|------|----------------------|
| 特定 健康診査 事業費 | 受診券 | 随時 | 申込者に受診券発行…94名 |
| | 特定健康診査 | 随時 | 集合契約健診機関にて受診…399名 |
| | 支払基金の決済代行 | 随時 | 支払基金への代行件数…33件 |
| | データ等作成費用 | 随時 | 医療機関へのXMLデータ作成料…237件 |
| | 共同情報事務システム利用料 | 6月 | 健保連特定健診システム利用料 |
| 小 計 | | | 826,495円 |

| | 事業項目 | 実施時期 | 実施内容 |
|-------------------|--------|------|-----------------------|
| 特定 保健指導 事業費 | 動機付け支援 | 随時 | 被保険者…14名 被扶養者…4名 計18名 |
| | 積極的支援 | 随時 | 被保険者…21名 被扶養者…1名 計22名 |
| | その他 | 随時 | 会場費等 |
| 小 計 | | | 1,787,451円 |

| | 事業項目 | 実施時期 | 実施内容 |
|-------------|---------------|-------------|--|
| 保健指導 宣伝費 | 京都自動車健保通信 | 4・10月 | 年2回 ホームページに掲載 |
| | 新入社員向冊子 | 4月 | 社会保険の知識…290部 |
| | 産婦向保健誌 | 毎月 | 出産された方に1年間冊子を配布 赤ちゃんとママ…1,196部 |
| | 健康管理委員会 | 1月 | 1月28日…8名 ヘルスアップ21…72部 |
| | 医療費通知 | 9・2月 | コスト意識の向上 9月…5,668件 2月…8,245件 医療費通知作成…20,000部 |
| | システム構築費 | 随時 | カシオシステムソフト購入費 |
| | レセプト等点検費用 | 随時 | レセプト点検…110,126枚 柔整点検…4,749枚 柔整負傷原因照会…847人 |
| | ジェネリック医薬品推進通知 | 9・11 ・2月 | ジェネリック医薬品への切り替えを促す差額通知 9月…348件 11月…343件 2月…518件 |
| | 医療費適正化対策事業 | 随時 | アンケート実施数…16人 第2回アンケート実施数…38人 |
| | 禁煙チャレンジ | 随時 | 禁煙希望の方が90日間禁煙のサポート 達成者に記念品を贈呈 達成者…2人 |
| | ホームページ更新 | 11月 | ホームページリニューアル |
| 小 計 | | | 3,679,595円 |

| | 事業項目 | 実施時期 | 実施内容 |
|-----------|---------------|---------|---|
| 疾病 予防費 | 生活習慣病予防健診 | 随時 | 35歳以上の本人(検診車による) ①循環器検診…2,520名 ②消化器検診…1,937名 バリウム…585名 ペプシノゲン…1,352名 |
| | 巡回家族健診 | 随時 | 35歳以上の家族(工場保健会の検診車による地域巡回検診)…245名 |
| | 人間ドック | 随時 | 35歳以上の方 契約機関にて実施 ①一泊ドック 被保険者…0名 被扶養者…0名 計0名 ②外来ドック 被保険者…935名 被扶養者…208名 計1,143名 ③外来+脳ドック 被保険者…184名 被扶養者…30名 計214名 |
| | 脳MRIドック | 随時 | 35歳以上の方 契約機関にて実施…5名 |
| | 脳ドック | 随時 | 35歳以上の方 契約機関にて実施…4名 |
| | 郵送によるがん検診 | 1月～2月 | 35歳以上の方 自己採取法による ①大腸がん検診 被保険者…260名 被扶養者…181名 計441名 ②子宮がん検診 被保険者…76名 被扶養者…153名 計229名 |
| | インフルエンザ予防接種補助 | 10月～12月 | 被保険者及び被扶養者 年齢制限無し 被保険者…2,235名 被扶養者…2,225名 計 4,460名 |
| 小 計 | | | 93,259,950円 |

| | | | |
|--------|--|--|-------------|
| 保健事業総計 | | | 99,553,491円 |
|--------|--|--|-------------|

インフルエンザ

ワクチン
接種の

シーズン到来!

インフルエンザの流行シーズンは例年12月から3月ですが、
予防に有効なワクチン接種のシーズンは秋から始まります。
効果が出るまでに2週間ほどかかりますから、
早めに接種を受けることで、自身への感染を防ぐだけでなく、
周囲への流行の拡大防止にもつながります。

ワクチン接種以外の秋にできる対策

免疫力をアップさせる

- 朝、太陽の光を浴びて体内時計をリセット
- 十分な休息と睡眠でストレスをためない
- バランスの取れた食事

ウイルスを遠ざける

- まめな手洗い、うがい
- 空気が乾燥してきたら加湿器を利用



覚えていますか?

新型インフルエンザ 発生から10年

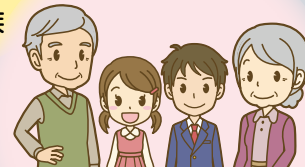


2009年、新型インフルエンザA(H1N1)が世界的に流行(パンデミック)し、日本でも感染が広がりました。流行は幸い早期に収束しましたが、インフルエンザワクチンは現在、通常の季節性インフルエンザワクチン2種に加えて、新型インフルエンザAにも対応したワクチンとなっています。

インフルエンザの予防は
誰のため?



自分や家族



周囲にいる子供や高齢者



職場や取引先の人

ワクチン接種が周囲の人への
感染リスクを減らします!

インフルエンザ予防接種補助について

今年もインフルエンザ予防接種費用補助を実施いたします。ぜひご活用ください。

- 対象者：予防接種時に被保険者・被扶養者の資格を有する人。
- 実施期間：令和元年10月1日～12月31日
- 補助金額：上限2,000円
- 手続き方法：「インフルエンザ予防接種について」をご覧ください。

タバコなんて止めてしまおう！



「タバコを吸って肺がんで死ぬのは自分だけだから放っておいて！」と思つていませんか？

それは大きな間違いです。タバコの煙は喫煙者以外の人にも悪い影響を及ぼします。

タバコの先端から立ち上る副流煙を吸うと、喫煙者よりも多くの有害物質を体に取り込み、がんを含むあらゆる病気のリスクを抱えてしまうといわれます。

また、喫煙者の髪の毛や衣服、ソファやカーテンなどタバコの煙のかかった物や場所には有害物質が付着します。これを吸ってしまうことを「二次喫煙」といい、ここでもいろいろな病気のリスクが生まれます。このように喫煙に由来する健康被害はなかなか断ち切れません。

こんなに「はた迷惑」なタバコの煙。自分だけでなく、周りの人のためにもタバコを止めてしましましょう。

血管や血液に大打撃！ タバコの煙はこんなに悪者

一酸化炭素 (CO)

ヘモグロビンと結合しやすい

全身が酸素欠乏状態となり、多血症となって血液粘度が増大
※酸素 (O₂) の200倍~250倍



脳梗塞

認知症

喫煙によって体内で増加する

活性酸素

血管内皮を傷つける

血栓をつくって血管を詰まらせたりする



心筋梗塞

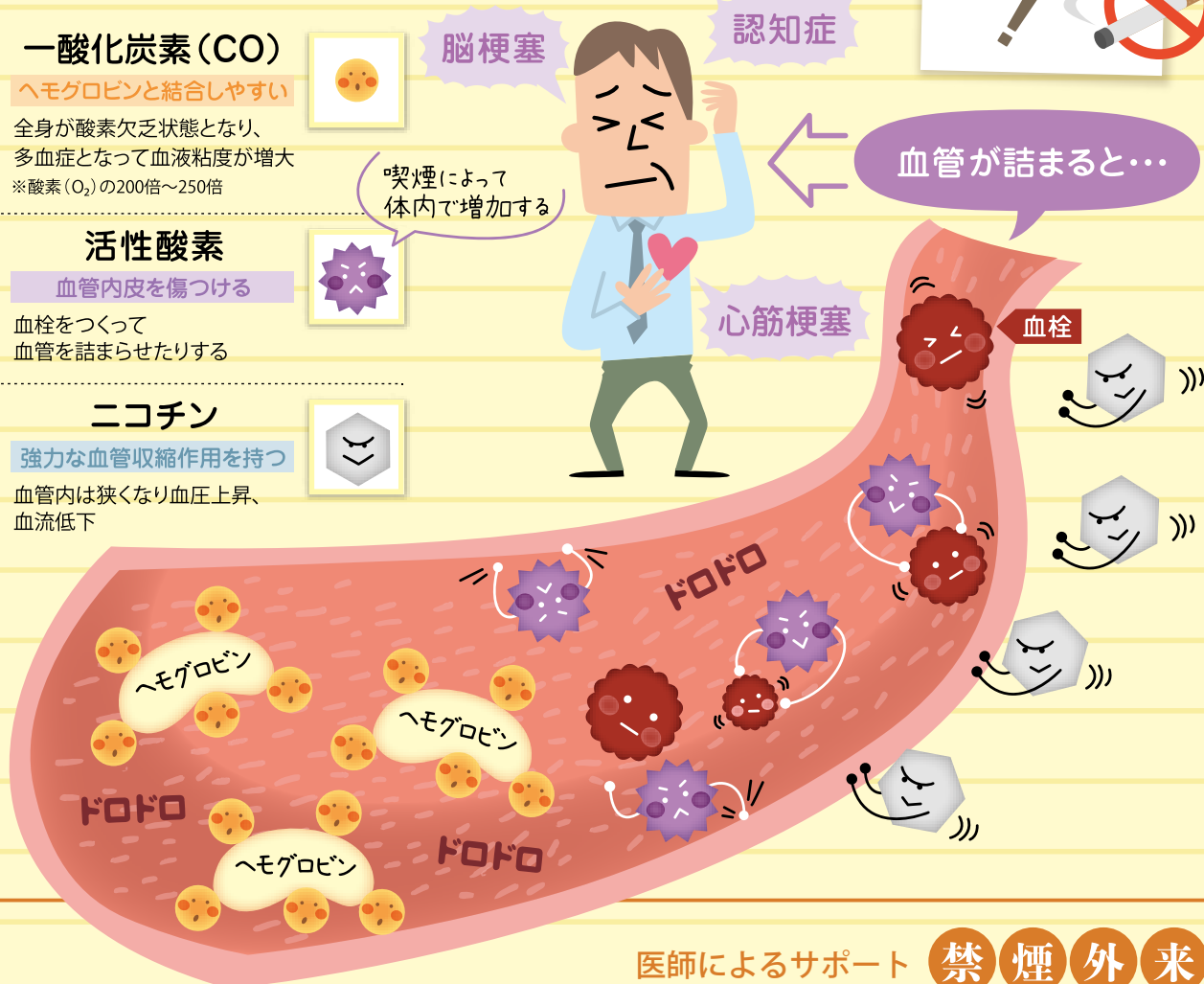
血管が詰まると…

血栓

ニコチン

強力な血管収縮作用を持つ

血管内は狭くなり血圧上昇、血流低下



医師によるサポート 禁煙外来

自分だけで禁煙するのは難しいという方は、一定の条件^{*}を満たせば健康保険で医師のサポートが受けられます。自力で行うより高い成功率が報告されています。

禁煙外来は、総合病院のほか、内科や循環器科、婦人科、外科、心療内科、耳鼻咽喉科など、さまざまな診療科で行っています。ただし、医療機関によっては健康保険等で禁煙治療を受けられない所もあるため、事前に医療機関にお問い合わせください。

※一定の条件

1. ニコチン依存症の判定テストが5点以上
2. 1日の喫煙本数に喫煙年数を掛けた数が200以上 (35歳以上の方)
3. ただちに禁煙を始めたいと思っている
4. 禁煙治療を受けることを文書で同意している

毎年見直される標準報酬月額

保険料等の計算に使用される「標準報酬月額」。
9月分の保険料から、新しい標準報酬月額が適用されます。
毎月の給与から算定される標準報酬月額の仕組みを知っておきましょう。

給与支給額の区分により標準報酬月額を決定

毎月支払っている保険料の額は、その人の給与の支給額に基づいて決められています。

毎月の支給額は一人一人異なり、さらに手当の有無などによって変動しますが、その都度、保険料額等を計算するのではなく、「標準報酬月額」を用いて決定します。

具体的には、給与の支給額を1等級・5万8,000円～50等級・139万円に区分し、該当する区分を基に保険料や出産手当金、傷病手当金などの支給額を計算します。

標準報酬月額は、毎年4・5・6月の3ヵ月の支給額の平均から算出されます。これを「定時決定」といい、この標準報酬月額が同じ年の9月から翌年8月までの1年間適用されます。

ただし、昇給や降給などで給与の「固定的賃金」が変わり、連続した3ヵ月間の報酬額の平均が2等級以上変わるときは、次の定時決定を待たずに標準報酬月額を見直します。これを「随時改定」といいます。

なお、残業代の変動だけでは固定的賃金が変わるわけではないので、随時改定は行われません。あくまでも、基本給、諸手当（役付手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、休職手当など）、年4回以上支給される賞与などの固定的賃金が変わった場合が対象です。

その他、入社時点の報酬額を基に決定する「資格取得時決定」、産前産後休業や育児休業を終えた際に行われる「産前産後休業終了時改定」「育児休業等終了時改定」もあります。

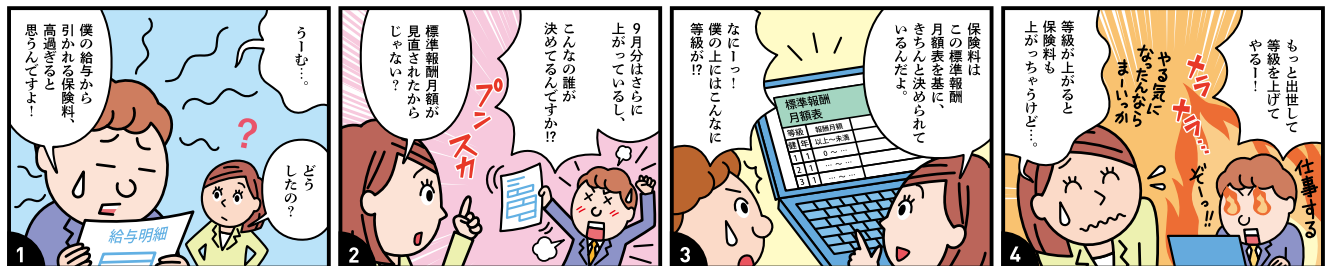
平成30年10月からは、随時改定においても定時決定の場合と同様に、年間の報酬の月平均額との比較により、保険者による実態に応じた標準報酬月額の算定ができるようになりました。

新しい標準報酬月額の適用で保険料が変わる場合がある

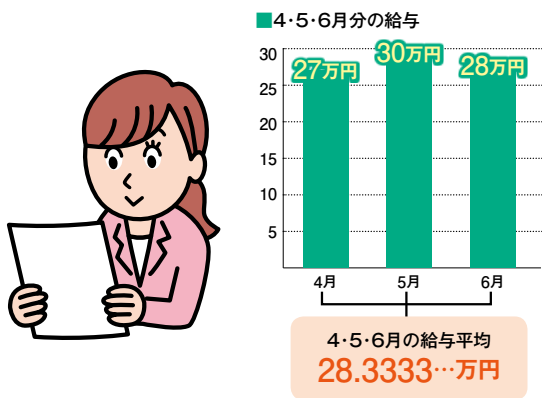
健康保険・介護保険の保険料は、標準報酬月額に保険料率を掛けて計算されます。そのため、標準報酬月額が変動すれば毎月の保険料も変わります。9月から新しい標準報酬月額が適用され、保険料額が増減することがあります。

保険料率は各医療保険者が、その財政状況や事業内容に応じて定めています。そのため、加入している医療保険者によって料率は異なります。

なお、毎月の給与からだけでなく、年3回まで支給される賞与からも保険料を納めます。その際は標準報酬月額ではなく、「標準賞与額」（賞与支給額の1,000円未満を切り捨てた額）に保険料率を掛けて保険料の額を決定します。



標準報酬月額と保険料決定の仕組み



| 等級 | 標準報酬月額 (単位: 円) | 報酬月額 (以上～未満、単位: 円) |
|-----|----------------|---------------------|
| 1 | 58,000 | 63,000 |
| 2 | 68,000 | 63,000～73,000 |
| 3 | 78,000 | 73,000～83,000 |
| ... | ... | ... |
| 20 | 260,000 | 250,000～270,000 |
| 21 | 280,000 | 270,000～290,000 |
| 22 | 300,000 | 290,000～310,000 |
| 23 | 320,000 | 310,000～330,000 |
| ... | ... | ... |
| 48 | 1,270,000 | 1,235,000～1,295,000 |
| 49 | 1,330,000 | 1,295,000～1,355,000 |
| 50 | 1,390,000 | 1,355,000～ |

4・5・6月の給与の平均額が該当する等級

標準報酬月額 28万円 21等級

給与が変わっていないのに保険料が上がった場合は……

標準報酬月額の決定の際には、基本給だけでなく毎月支払われる手当なども算定対象になります。引越に伴って通勤手当の額が変動する、結婚して家族手当が増えるなどの変化で改定されることがありますので、確認してみましょう。

標準報酬月額 28万円 × 加入している医療保険者が定める保険料率 = 月々の健康保険料額